奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第三十六号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

（奈良県行政組織規則の一部改正）

第一条　奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県自動車税事務所の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化村	天理市杣之内町		一　なら歴史芸術文化村の管理運営に関すること。 二　文化芸術に関する対話、交流及び体験を通じた知的好奇心の喚起及び豊かな人間性のはぐくみに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。	なら歴史芸術文化村整備推進室

別表第二奈良県自動車税事務所の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化	総務運営課	総務運営課 一　なら歴史芸術文化村における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二　なら歴史芸術文化村施設の維持、管理及び運営に関すること。	

村	事業推進課	三　その他事業推進課の主管に属しないこと。	
		事業推進課 歴史文化資源の継承及び活用並びに芸術文化活動の振興に係る事業に関すること。	

（職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第二条　職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一自動車税事務所の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化村	村長、副村長、課長

（奈良県標準的な職を定める規則の一部改正）

第三条　奈良県標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第一号中「東京事務所の所長」の下に「、なら歴史芸術文化村の村長」を加え、同欄第二号中「自動車税事務所の所長及び次長」の下に「、なら歴史芸術文化村の副村長」を加え、同欄第三号中「自動車税事務所」の下に「及びなら歴史芸術文化村」を加える。

附　則

この規則は、令和四年三月二十一日から施行する。